

第54回日本海洋少年団全国大会オープン競技実施規則

(平成30年10月13日決定)

(平成31年3月5日最終修正)

第1条 この規則は、第54回日本海洋少年団全国大会実施要領(平成30年10月14日)第9条第3項に基づき、第54回日本海洋少年団全国大会(以下「全国大会」という。)で実施するオープン競技の運営等について必要な事項を定める。

第2条 オープン競技で実施する基本動作競技、カッター競技、カヌー親善競技及びカッター親善対抗競技については、総合優勝への加点を行わないこととする。

第3条 基本動作競技は、次の各号に定めるとおり実施する。

- (1) 競技は、競技に参加する者(以下「選手」という。)をグループに分けて実施する。
- (2) 競技の課題は、基本動作及び礼式とし、別添の10課題を競技する。
- (3) 競技に参加する選手は、指定された時間に集合しなければならない
- (4) 競技委員が名前を呼んだ際に不在の選手は失格とする。

2 基本動作競技の合格、褒状及び表彰については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 各課題を3名の審判員が判定し、2名以上の有功表示で合格とする。
- (2) 10課題中7課題以上を合格した者に合格証を授与する。
- (3) 10課題をすべて合格した者に優等賞及び優等徽章を授与する。
- (4) 基本動作競技は、点数による順位をつけないこととする。

第4条 基本動作競技の進行は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 選手は、指定された競技場に集合し、競技を行う順に並んで待機する。
- (2) 名前を呼ばれた選手は、指定された場所に移動し、審査員に敬礼を行った後、団名及び氏名を告げる。
- (3) 競技委員が号令をかけるので、号令に従い基本動作を行う。
- (4) 10課題終了後、競技委員が終了を告げるので、審査員に敬礼し、競技場から退出する。

第5条 カッター競技は、次の各号に定めるとおり実施する。

- (1) カッター競技の参加は、各団各種目それぞれ1チームとする。各レースの組合せは競技委員会において抽選により決定し、コースは競技前に各艇の代表者による抽選で決定する。
- (2) 競技に参加するチームは、競技委員の指示に従って移動等を行い、指定された時間に招集場所に集合を完了しなければならない。
- (3) 指定された時間にチームの集合が完了していない場合であっても、レースは予定どおり実施する。
- (4) 競技は、2艇によるタイムレースとし、複数チームが同タイムとなった場合は、**同着とする**。
- (5) 折り返し地点の回頭方向は、左回頭とする。ただし、右回頭をした場合であっても左回頭艇の進路を妨害しなければ失格とはしない。
- (6) 出発点、折返し地点の判定は、競技委員が行う。

- (7) ゴールの判定は、審判員が行い、**チェッカーフラッグ**を振るとともに、各艇のチーム名をアナウンスする。
- 2 カッター競技の表彰については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 各種目の1位、2位及び第3位には賞状及びカップ（持ちまわり）をそれぞれ授与し、1位、2位及び第3位の乗艇員全員にバッジを授与する。
- (2) カッター総合1位には賞状及び優勝旗（持ちまわり）を、2位及び第3位には賞状及びカップを授与する。
- 3 競技委員長は、天候状況が悪化し、あるいは悪化のおそれがあると判断された場合、又は、次の各号に定める競技中止基準の1つ以上に該当する場合は、競技委員等と呼集して協議のうえ、競技継続または中止について決定し、実行委員長に速報するものとする。
- (1) 風速10 m/s以上の風が連吹する時。
- (2) 波の高さ0.5 m以上の時。
- (3) 雨天時（ただし、小雨決行。）
- (4) 視程1,000 m以下の時
- (5) 気温38℃、湿度80%
- 4 失格、再レース等については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 折り返し地点で回頭中に浮標に接触し、浮標を**沈没させた**場合は、当該チームを失格とする。
- (2) 明らかに他艇のコースに入り、他艇を妨害した艇は失格とする。
- (3) 他艇のコースに入り妨害したか否か判定が困難な場合は、後方又は左側を航行している艇が妨害したものとみなす。
- (4) レース中に他艇からの妨害を受け、再レースの申し出があつた場合は、競技委員長の判断により再レースを実施するか否か決定するものとする。当該艇のタイムは、再レースのタイムを採用する。
- (5) 競技委員の指示に従わない場合及びスタートを故意に遅らせた場合は、競技委員長の判断により当該チームを失格させることができる。
- 第6条 カッター競技の競技艇の守則は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 艇指揮は、スタート位置の「トグル」を速やかに握り艇を出発点に近づけ、発進準備の合図(赤旗直立)で「ロープ」を張り、「用意よし」の赤旗を上げる。
- (2) 発進用意の合図(号笛長一声)で艇指揮は「用意」を令し、漕手に発進の用意をさせる。
- (3) 発進の合図(信号ピストル1発)で艇指揮は「前へ」を令するとともに「トグル」を放ち艇を進める。
- (4) 艇首を保つため1番、2番のオールを使用することができる。
- (5) 各艇の艇指揮は、ゴールした時点で一度「かい止め」等を行い、艇の速力を落とす。
- 2 規約信号は、次のとおりとする。
- (1) 発進準備・・・赤旗直立。
- (2) 発進用意・・・赤旗直立のまま号笛による「長音1声」吹鳴。
- (3) 発進・・・赤旗を下ろすと同時に、号笛による「短音1声」吹鳴。
- (4) 発進取消・・・赤旗を左右に振ると同時に、号笛による「短音」連吹。
- 3 カッター等に不具合が生じ、救助を求める場合は、艇指揮が赤旗を直立のまま保持する。

第7条 カッター親善対抗競技の実施及び競技艇の守則は、表彰及び失格に係る規定を除き前2条を準用するほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 親善レースなので、失格を適用しないこととし、再レースは行わない。
- (2) 1位、2位及び第3位のチームに賞状を、乗艇員全員にバッチを授与する。

第8条 カッター親善競技

- (1) 指定のエリアの海域にて実施する。
- (2) 競技総合成績への加点は行わない。
- (3) 競技参加資格及び組織は次に各号に準じる事とする。
 - ① 本大会参加者の指導員、準指導員、保護者で組織するものとする。
 - ② 単位団、各県連盟、地区連盟で組織するものとするが、カッターオープン競技に出場出来ない2名以内の団員を乗船させ選手として構成することが出来る。
 - ③ 海外からの参加団等で組織することができる。
- (4) 競技方法はカッター競技（オープン競技）に準じるものとするが、再レースは行わないものとする。
- (5) 競技中止基準等はカッター競技（オープン競技）に準じるものとする。

第9条 カヌー親善競技は、次の各号に定めるとおり実施する。

- (1) 競技に参加するチームは、競技委員の指示に従って移動等を行い、指定された時間に招集場所に集合を完了しなければならない。
- (2) 指定された時間にチームの集合が完了していない場合であっても、レースは予定どおり実施する。
- (3) カヌーレースはタイムレースで行う。
- (4) カヌーはシングル（1人乗り）用意する。
- (5) カヌーレース参加者は事前に記録用紙に団名、氏名を記載しカヌー乗船前に競技委員に渡す。
- (6) カヌーレースはレースによっては高等級、中等級、初等級が同一のレースも行う場合がある。
- (7) カヌーに乗艇し竹竿付近まで漕いで行き、カヌーの先端が竹竿を通過した時に競技委員はストップウォッチをスタートさせる。（追加）
- (8) カヌーに乗艇し、スタートの合図により競技委員がカヌーを押し出してレースを開始する。
- (9) 折り返し地点の回頭方向は、左右どちらでも可とする。
- (10) 回頭や進路を妨害した場合であっても反則としない。
- (11) ゴールの判定は、競技委員が行う。カヌーの先端が旗竿を通過した時にストップウォッチを止めタイムを記載する。（追加）
- (12) 削除
- (13) 競技者はゴールをしたら競技委員からタイムが記載された記録用紙を受け取り記録係テントに記録用紙を持参し競技終了。
- (14) 記録用紙を元に初等級、中等級、高等級別にタイムを集計し1位、2位、3位の順位を決め賞状及びバッチを授与する。
- (15) 削除
- (16) 削除

2 競技委員長は、天候状況が悪化し、あるいは悪化のおそれがあると判断された場合、又は、次の各号に定める競技中止基準の1つ以上に該当する場合は、競技委員等と呼集して協議のうえ、競技継続または中止について決定し、実行委員長に速報するものとする。

- (1) 風速10 m/s以上の風が連吹する時。
- (2) 波の高さ0.3 m以上の時。
- (3) 雨天時（ただし、小雨決行。）
- (4) 視程1,000 m以下の時
- (5) 気温38℃、湿度80%

第10条 この規則によれない場合は、競技委員長の申告を受け、または申告を受ける間がないときは、実行委員長の判断により決定するものとする。

第11条 この規則に定めるもののほか、競技に関する事項は、実行委員長が別定める。

附 則

この規則は、平成30年10月14日から施行する。